

- ・発掘調査に伴う木竹等の伐採
- ・便益施設、管理施設整備に伴う木竹等の伐採
- ・その他構造物の設置・撤去に伴う木竹等の伐採

(2) 現状変更許可が必要とされる行為のうち京都市に権限委譲される行為

名勝円山公園では、文化財保護法施行令（平成27年3月18日政令第74号により改正）第5条第5項3号イからへ及びヌの行為が管理主体に権限移譲される行為となる。

- イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で三月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却
- ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
- ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ニ 法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却
- ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修
- へ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- ヌ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

(3) 現状変更許可を必要としない行為

日常的な公園管理の行為、名勝の保存管理あるいは経常的な管理行為は、現状変更行為に該当しない。ただし、保存管理のうち緊急修理は、程度によってき損・復旧届を必要とする行為に該当する。

- ・名勝の景観維持のため日常的に行う樹木の剪定や枯木の処分、倒木の除去
- ・建造物の維持管理のために行う軽微な修繕

第2項 現状変更等の取扱方針及び取扱基準

(1) 現状変更等の取扱方針

名勝円山公園の本質的価値には、名勝公園と都市公園としての二面性があるため、現状変更等の取扱に当たっては、双方の価値を両立して持続するよう配慮する必要がある。名勝指定範囲と都市公園区域は、一部不一致の箇所があるものの、取扱基準に準じた保存管理を行うものとする。また、名勝円山公園の本質的価値に影響を及ぼす行為は、圓山山麓から都市部への眺望景観や、周辺地域と連携した行催事など、指定範囲外にも及ぶ。したがって、指定範囲外の行為者についても現状変更等の取扱方針準拠への協力を依頼することを検討する。

(2) 現状変更等の取扱基準

現状変更等の取扱基準は、「名勝指定範囲における現状変更等の実態の検証」（別添資料）に基づき、次のとおりとする。それぞれ現状変更行為の実施に当たっては、文化庁及び京都市との綿密な事前協議を行った上で申請を行い、許可を得る必要がある。具体的な現状変更の取扱基準は、次頁の表のとおりである。

なお、特に名勝の風致景観に大きな影響を及ぼすと判断される行為については、委員会又は検討会等を設け、その妥当性について協議し、現状変更申請の手続を行う。

表 26 具体的な現状変更の取扱基準

(全体事項) 現状変更申請の具体的な事項については、事前相談の段階で文化庁との協議を行う。大規模整備に当たっては、有識者等の意見聴取を検討する。				
区域区分	想定される現状変更行為		取扱基準	想定される行為者
全 体	ガス・電気・上下水道施設の新設、更新等	方 針	現状の維持を主旨として景観へ配慮した設計のもとに整備する。	インフラ業者
		国許可	管路・工作物の新設及び路線変更	
		市許可	既存施設の更新（施行令5条：ホ）	
	公園施設や便所などの改修・建て替え・整備、道路舗装の更新等	方 針	名勝景観に与える影響の大きい現状変更は極力抑制する。サインや照明、舗装など、公園全体における統一性が必要な施設については、一定の指標に基づいて設置する。	京都市
		国許可	新規施設・工作物の新設等、規模の大きい現状変更	
		市許可	現状維持のための措置（施行令5条：ハ、ホ）	
	新規施設の設置等	方 針	やむを得ない事情であることを前提として、綿密に事前相談を実施し、区域区分ごとの保存管理方針に即して、名勝景観に与える影響を最小限とする整備とする。新規の石標・碑、像の設置は、原則認めないものとする。	京都市、インフラ業者、民有地所有者、便益施設利用者
		国許可	建築物等の新規施設の設置	
		市許可	工作物の設置（施行令5条：ハ）	
	不定期の催事に伴う工作物の設置等	方 針	名勝景観と調和する意匠となるよう配慮する。	京都市、占有者、民有地所有者、便益施設利用者
		国許可	長期間にわたる工作物の設置	
		市許可	期限を限った工作物の設置（施行令5条：ハ）	
	植栽樹木の伐採・新植等	方 針	主に園池側もしくは園山麓内からの見通しに支障がある樹木に対する伐採等については、保存管理方針にしたがって計画する。	京都市、インフラ業者、民有地所有者
		国許可	木竹の大規模な除伐・植栽	
		市許可	木竹の伐採（施行令5条：ハ）	
園山麓	建築物並びに工作物の改修・建て替え、石垣・外構の整備等	方 針	名勝景観に与える影響の大きい現状変更は極力抑制する。	民有地所有者
		国許可	建築物並びに工作物、外構の新設・整備	
		市許可	既存の工作物、外構の更新等（施行令5条：ハ）	
東大谷参道	外構の改修等	方 針	名勝景観に与える影響の大きい現状変更は極力抑制する。	民有地所有者（東本願寺）
		国許可	建築物並びに工作物、外構の新設・整備	
		市許可	既存の工作物、外構の更新等（施行令5条：ハ）	
園池	露天、催事に伴う工作物の設置等	方 針	名勝景観と調和する意匠となるよう配慮する。	占有者
		国許可	長期間にわたる工作物の設置	
		市許可	期限を限った工作物の設置（施行令5条：ハ）	
祇園枝垂桜周辺	建築物並びに工作物の改修・建て替え、石垣・外構の整備等	方 針	名勝景観に与える影響の大きい現状変更は極力抑制する。	便益施設利用者
		国許可	建築物並びに工作物、外構の新設・整備	
		市許可	既存の工作物、外構の更新等（施行令5条：ハ）	
	露天、催事に伴う工作物の設置等	方 針	名勝景観と調和する意匠となるよう配慮する。	占有者
		国許可	長期間にわたる工作物の設置	
		市許可	期限を限った工作物の設置（施行令5条：ハ）	
音楽堂周辺	建築物並びに工作物の改修・建て替え、石垣・外構の整備等	方 針	名勝景観に与える影響の大きい現状変更は極力抑制する。	京都市
市民の森		国許可	建築物並びに工作物、外構の新設・整備	
便益施設	建築物並びに工作物の改修・建て替え、石垣・外構の整備等	市許可	既存の工作物、外構の更新等（施行令5条：ハ、ホ）	
		方 針	名勝景観に与える影響の大きい現状変更は極力抑制する。	便益施設利用者
		国許可	建築物並びに工作物、外構の新設・整備	
市許可	既存の工作物、外構の更新等（施行令5条：ハ）			

周辺地域の土地利用、関係法令等を勘案し、周辺地域と関係する名勝円山公園の区域の関係性と、その管理の考え方を示す。

表 28 周辺地域と関係する区域の管理の考え方

区分	関係する区域	管理の考え方	各法令の指定地区・区域
青蓮院・ 知恩院周辺	圓山山麓 園池 祇園枝垂桜周辺 市民の森 便益施設	<ul style="list-style-type: none"> ・八坂を象徴する歴史的・文化的資源が集積し、名勝円山公園及び古都の歴史的風土の風致景観を形成する重要な地域であることから、所有者と協議の上、適切な管理を進める。 ・一帯の趣のある沿道景観や門前景観との連続性に配慮するとともに、円山公園への主な動線となる北側入口周辺については、既存の構造物や樹木の管理について、周辺施設管理者に協力を求める。 	歴史的風土保存区域 歴史的風土特別保存地区 風致地区第1種（第3種・第5種）地域 青蓮院・知恩院特別修景地域 近景デザイン保全区域 遠景デザイン保全区域 埋蔵文化財（知恩院境内）等
東大路通・ 法観寺周辺	市民の森	<ul style="list-style-type: none"> ・繁华な市街地に近い立地を活かしたにぎわいづくりに重要な隣接地として、地下に埋蔵される遺構の保存を前提に、所有者と協議の上、空間的な連続性や風致景観に配慮した保存管理を進める。 	歴史遺産型美観地区 近景デザイン保全区域 遠景デザイン保全区域 埋蔵文化財（祇園遺跡）等
八坂神社	祇園枝垂桜周辺 市民の森	<ul style="list-style-type: none"> ・八坂を象徴する歴史的・文化的資源が集積し、古都の歴史的風土及び名勝円山公園の風致景観を形成する重要な地域であることから、地下に埋蔵される遺構も含め、所有者と協議の上、適切な保存管理を進める。 ・一帯の趣のある沿道景観や、祇園林を中心とした樹林地と八坂神社の樹林地との連続性に配慮した工作物や樹木の管理を維持し、風致景観の向上を図る。 ・祇園の夜桜など、来訪者へ快適で安全な空間を提供できるよう、所有者と連携して行儀場の管理を図る。 	歴史的風土保存区域 歴史的風土特別保存地区 風致地区第1種地域 近景デザイン保全区域 遠景デザイン保全区域 埋蔵文化財（八坂神社）等
長楽館・ 東大谷 参道周辺	東大谷参道 祇園枝垂桜周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・古都の歴史的風土でもある東大谷参道を中心とした一帯の趣のある沿道景観を管理するため、所有者と協議の上、既存の連続感のある工作物や樹木を管理し、風致景観の向上を図る。 	歴史的風土保存区域 産寧坂地区伝統的建造物群保存地区 風致地区第2種（第3種）地域 円山特別修景地域 近景デザイン保全区域 遠景デザイン保全区域 等
東大谷	圓山山麓 東大谷参道 園池 音楽堂周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・八坂を象徴する歴史的・文化的資源が集積し、名勝円山公園及び古都の歴史的風土の風致景観を形成する重要な地域であることから、地下に埋蔵される遺構も含め、所有者と協議の上、適切な保存管理を進める。 ・二年坂、産寧坂へのつながる東山観光散策道路との連続性に配慮して、園路、植栽樹木等の恒常的管理を行う。 	歴史的風土保存区域 歴史的風土特別保存地区 風致地区第1種地域 近景デザイン保全区域 遠景デザイン保全区域 清水寺周辺特別修景地域 等
産寧坂	音楽堂周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・産寧坂伝統的建造物群の特性である、高台寺表門から名勝円山公園までに連なる、高台寺塔頭群とその土塀、数奇屋風の茶屋や和風邸宅が形成する風致景観を維持するため、所有者と協議の上、樹木の剪定など適切な管理を進める。 	歴史的風土保存区域 産寧坂地区伝統的建造物群保存地区 風致地区第2種（第3種）地域* 眺望景観視点場（面） 近景デザイン保全区域 遠景デザイン保全区域 等
高台寺	音楽堂周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・八坂を象徴する歴史的・文化的資源が集積し、名勝円山公園及び古都の歴史的風土の風致景観を形成する重要な地域であることから、地下に埋蔵される遺構も含め、所有者と協議の上、適切な管理を図る。 ・二年坂、産寧坂へのつながる東山観光散策道路との連続性に配慮して、園路、植栽樹木等の恒常的管理を行う。 	歴史的風土保存区域 歴史的風土特別保存地区 風致地区第1種地域 清水寺周辺特別修景地域 近景デザイン保全区域 遠景デザイン保全区域 埋蔵文化財（高台寺境内（雲居寺跡） 等
華頂山・圓 山	圓山山麓 園池	<ul style="list-style-type: none"> ・名勝円山公園及び古都の歴史的風土の背景を構成する重要な要素として、背景林の植生との調和ならびに森林被害木への対処など適切な管理を進める。 ・園池からの眺望景観の重要な要素として、隣接する圓山山麓とともに、一体的な植栽、植生の管理を図る。 	歴史的風土保存区域 歴史的風土特別保存地区 風致地区第1種地域 近景デザイン保全区域 遠景デザイン保全区域 等
清水寺周辺	東大谷参道 園池 祇園枝垂桜周辺 音楽堂周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・名勝円山公園とは隣接していないが、青蓮院・知恩院から、園池、祇園枝垂桜、音楽堂を経て、清水寺に至る趣のある景観を保全するため、散策路の連続性を図るなど、所有者と協議の上、適切な管理を図る。 	歴史的風土保存区域 歴史的風土特別保存地区 風致地区第1種（第2種・第3種）地域 清水寺周辺特別修景地域 近景デザイン保全区域 遠景デザイン保全区域 等

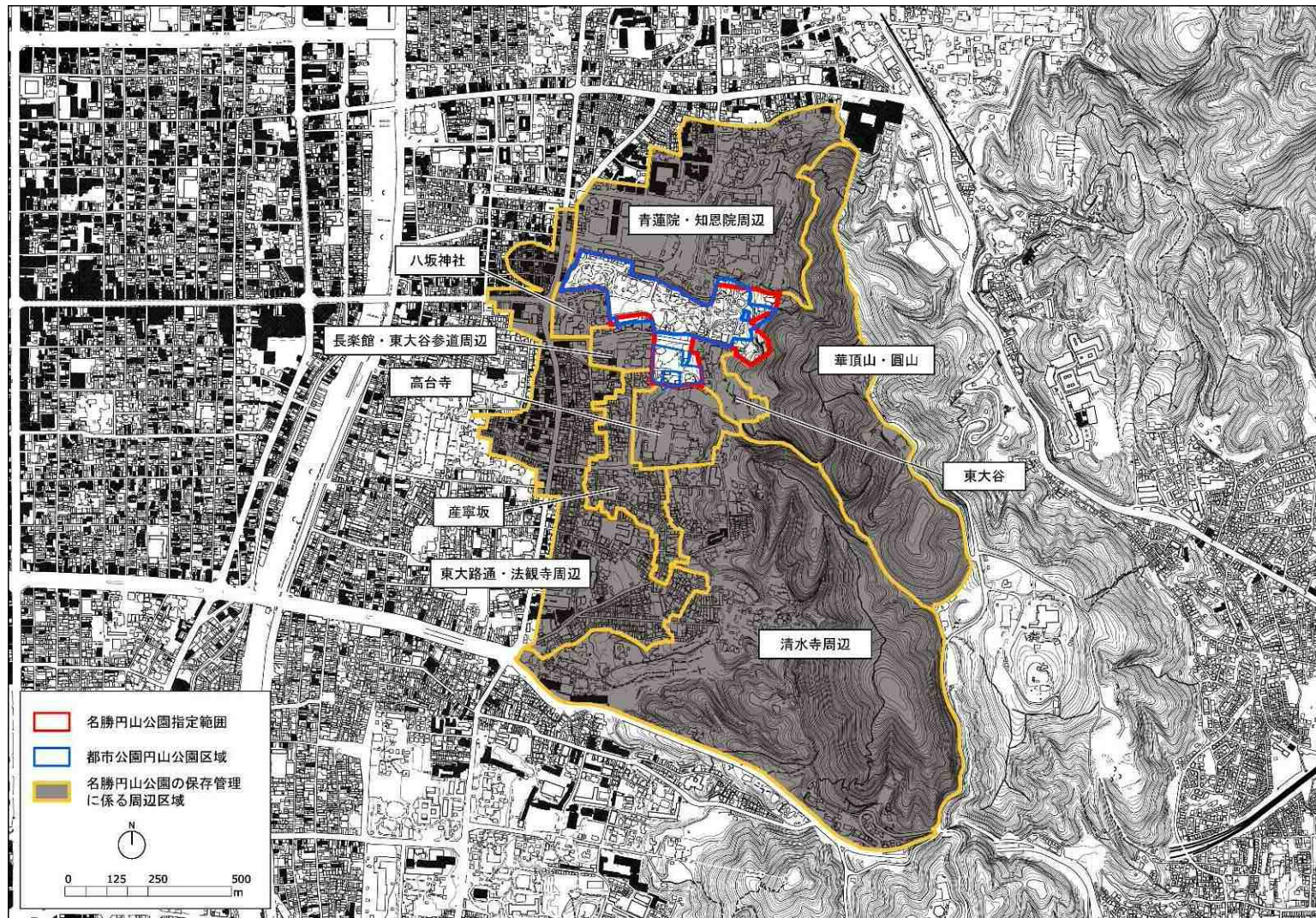


図 46 名勝円山公園指定範囲と関連する周辺地域

出典：京都市資料を基に作図

第4章 再整備（修復）

第1節 再整備（修復）の前提条件

名勝円山公園の本質的価値をより高めるとともに、公園機能の維持・向上を図ることを目的に再整備（修復）を実施する。

なお、再整備（修復）の対象とする区域は、名勝円山公園指定区域のうち、都市公園円山公園区域を基本とし、寺院及び便益施設の立地区域については、当該立地区域の管理者との連携・協力の下に実施することを基本として、次に示す4点を前提条件とする。

（1）景観の連続性確保と眺望の復活

名勝円山公園は、江戸期以前より八坂の往来の要所として、圓山山麓から八坂神社へとなだらかに続く地形、地割を基盤とした眺望等を楽しみに、多くの来訪者が行き来していた。このため、圓山山麓等からの眺望景観を復活させるために、視点場の再整備（修復）を行うとともに、圓山山麓、流れ、園池の景観の連続性を楽しみながら、安全で快適な往来ができるよう園路等の再整備（修復）を行うことを前提とする。

（2）学術調査や研究に基づく名勝地・公園にふさわしい修復・再整備

名勝円山公園は、開設から平成27年度（2015）現在で129年が経過し、施設が劣化・き損するとともに、流れの土砂の堆積、桜の衰弱、樹木の成長による庭園修景物の視認性の悪化などにより、名勝地として様々な課題が生じている。このため、文化財保護法などの法令を遵守するとともに、既往の学術調査・研究に基づくことを前提としながら、名勝地・公園にふさわしい修復・再整備を進める。

なお、再整備（修復）の対象範囲が大規模になる場合や、その方法が多岐に渡る場合は、必要に応じて、学識経験者や関係機関によって構成される検討委員会を設置し、適切な範囲や方法を定めた再整備（修復）基本計画を作成し、その計画に基づき着実に再整備（修復）工事を進めることを前提とする。

（3）武田五一・植治の作庭意図の顕在化

名勝円山公園は、明治19年（1886）の開設以降、公園を拡張し、自然の丘陵を利用した溪谷、四季の花樹の移植等の整備を行うとともに、明治期から大正期にかけて行われた武田五一と植治による改良工事により、名勝地としての風致景観を形成した。武田五一・植治による改良工事から100年以上が経過し、現況においては、その風致景観を損ねている箇所も確認されている。このため、名勝円山公園のあるべき姿を取り戻すための再整備（修復）を行うことを前提とする。

（4）公園施設の再整備（修復）

名勝円山公園は、京都市の中心市街地に位置し、また、観光を目的に国内外から多くの来訪者が訪れることから、休憩や散策など都市公園としての機能の維持・向上を図るための必要とされる園路や四阿などの公園利用施設の再整備（修復）を行うことを前提とする。

(5) 名勝円山公園に係る歴史的背景の発信強化

名勝円山公園は、明治以前から様々な変遷をたどって現在の姿となっている。しかし、かつての歴史的な由来などを利用者に発信する施設が乏しいことも課題となっている。このため、サイン等による解説や、再整備（修復）工事中の公開等を検討することで、公園利用者や関係者へ、往時の賑わいの様子等を紹介することなど多様な手法を通じて、名勝円山公園が有する価値の発信を強化することを前提とする。

第2節 再整備（修復）の基本的考え方

再整備（修復）の前提条件を踏まえ、本計画の対象区域全域及び区域毎の再整備（修復）の考え方を示した上で、区域の共通事項となる都市公園の機能を維持するために必要な公園施設の再整備（修復）の考え方を示す。

(1) 名勝円山公園再整備（修復）対象区域全域

開園130周年を迎える名勝円山公園を、市民をはじめ、多くの来訪者が集い、自然と文化に触れるとともに、その風致景観を享受できるように、対象区域全域の再整備（修復）の考え方を、下記に示すように「四時遊覧の名勝地 円山公園の復活」とする。

対象区域全域の再整備（修復）の考え方

四時遊覧しじゆうらんの名勝地 円山公園の復活

明治19年（1886）の太政官布告に基づき、公園開設以前の江戸期より、現在の公園区域の大半を占めた真葛ヶ原は、広くは八坂の一角として、また、狭くは六阿弥などと祇園林、高台寺と知恩院の結節点としての役割を果たし、「洛下らくかの騷客そうきやく遊興ゆうきょうの往返所かよいしよ」と評されるほどの賑わいがあった。

公園開設以降も、安養寺、長樂寺、雙林寺、西行庵の名所が織りなす風致景観とともに、武田五一と植治せんせきえんりんが創りだした泉石園林の景致、祇園枝垂桜を象徴とした祇園夜桜など、四時遊覧の名勝地として賑わい、昭和6年（1931）に名勝に指定された。

名勝円山公園は、その成立過程において、本質的価値を付加して評価を高めたものがある一方で、八坂の往来の要所としての本質的価値が損なわれていることから、八坂神社から祇園枝垂桜周辺、園池、圓山山麓に至る遊覧の価値の復活が求められている。

このため、圓山山麓から八坂神社、市街地へと連なるなだらかな地形を活かした風致景観を再生するとともに、各区域の資源の価値を一層高めるために必要とされる再整備（修復）を行うことで、名勝円山公園の本質的価値の評価をさらに高め、四時遊覧の名勝地を復活させることを目的とする。

(2) 区域区分毎の再整備（修復）の考え方

対象区域の区域区分の特性を踏まえ、それぞれの区域の再整備（修復）のテーマの下に、必要とされる再整備（修復）を進めるものとする。これらの区域区分毎の考え方を下表に示す。

また、これらの再整備（修復）の考え方を図に示す。

表 29 対象区域毎の再整備（修復）の考え方

区域区分	再整備（修復）の考え方
圓山山麓	<p>テーマ：江戸期に始まる圓山山麓の賑わいの再興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圓山山麓から市街地への眺望景観を復活するため、必要な樹木管理を行う。 ・園路整備やサインの充実により圓山山麓への動線を再興する。
園池	<p>テーマ：泉石園林の景致の復活</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作庭当時の景観を取り戻すため、流れや橋の修復、樹木の整理を行う。 ・園池の特徴である豊かな水量・良好な水質を確保するため、給水施設の整備・補修を行う。 ・植治の特徴的な作風を再生するため、景石・石組等のき損箇所の修復を行う。
祇園枝垂桜 周辺	<p>テーマ：祇園夜桜の彩づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サクラの樹勢回復を図るため、植栽基盤の更新を行う。 ・周辺文化財への影響を軽減するために必要とされる排水対策を実施する。
市民の森	<p>テーマ：祇園北林と市民の森の調和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・祇園北林の風致景観の再生を目的とした植栽樹木の改良と、休憩施設の更新を行う。 ・市街地に近い立地を活かし、集客力のあるイベント等の開催の場として、市民等のニーズを踏まえた、公園施設の充実を図る。 ・市民をはじめ、多様な主体が容易に市民の森を利活用できる仕組作りを構築する。
音楽堂周辺	<p>テーマ：音楽堂の利活用文化の再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民等のニーズを前提とした音楽堂の利活用のあり方を踏まえ、適切な保存管理を図る。 ・市民をはじめ、多様な主体が容易に音楽堂を利活用できる仕組作りを構築する。
便益施設 区域	<p>テーマ：風致景観の再生と賑わい・活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の森の風致景観との調和、祇園北林の風致景観の再生を目的に、植栽樹木を改良し、「四時」の魅力を向上する。 ・園路改修等、便益施設の歴史的経緯を踏まえた利用空間の適正化を図る。

(3) 公園施設の再整備（修復）の考え方

名勝円山公園の快適な利用を促進するため、下表のとおり公園施設毎に再整備（修復）の考え方を示す。

表 30 公園施設の再整備（修復）の考え方

対象	再整備（修復）の考え方	
主な 公園施設	四阿，藤棚，ベンチ	・き損や老朽化している箇所を補修し，利用者が快適に休憩できる場を創出
	トイレ	・場所や必要量の分析を踏まえ必要最小限の設置の検討 ・車椅子やベビーカーの通行に配慮した入口の段差の解消
	地下駐車場 関連施設	・き損や老朽化している箇所の補修 ・施設の充実による利便性の向上
	サイン	・サインの更新・整理による利用者の誘導や施設の紹介など情報案内の機能向上 ・設置位置の再検討
	便益施設	・所有者との協議を前提としたデザイン等の適正化の実施
園路	舗装，階段	・き損箇所の補修による安全性と修景性の向上 ・通行量が増加した園路での舗装更新による耐久性の向上
	スロープ	・バリアフリーへの対応と維持管理車輛の進入ルート確保
	車止め	・車止めの配置の整理等による車両動線と歩行者動線の区分の明確化
水系施設	井戸水取水 ポンプ施設関連	・井戸水取水ポンプ施設の更新や保守による水景の向上
	上下水	・耐圧性の高い素材への更新や漏水への対応による安定した水源の供給
	排水	・排水不良や隣接施設への雨水の流入など排水施設が不十分な箇所の解消
電気設備	照明，配電設備	・破損している箇所の修繕，保守による照度の回復 ・夜間利用や防犯等に配慮した照度の確保
植栽	樹木，地被類	・サクラやクロマツなど公園の景観を構成する樹木の保存・育成 ・繁茂した樹木の整理による視界の遮断や日照不足の解消 ・衰退した低木や地被類の補植による魅力の向上

第5章 活用

文化財の活用とは、当該地域に関わる人々がその本質的価値を享受し、それを現代に活かすことであるといえる。また、その価値を顕在化するとともに、潜在する価値を引き出し、そのことが地域社会を活性化させることにもつながることが求められている。

このため、文化財としての観点からは、名勝円山公園を適切に保全することを通じて本質的価値を顕在化させるとともに、再整備（修復）などを通じて潜在する価値を引き出すことが求められる。また、都市公園としての観点からは、市民の憩いの場として、さらに本市有数の観光地として、様々な年代の来訪者がそれぞれの楽しみを発見し、有意義な時間を過ごすことができる「四時遊覧の場」としての活用が求められる。加えて、都市の中心部に位置する円山公園の立地からは、環境機能、防災機能などの維持・向上を図ることも必要とされる。

また、名勝円山公園は、平成28年（2016）に開園130周年の節目の年を迎えるとともに、平成32年（2020）には東京オリンピック、パラリンピックが開催されることで、国内外からの来訪者を迎え入れる機会が到来する。

以上の背景を踏まえて、市民をはじめ、国内外からの来訪者が円山公園の魅力を十分に享受できるように、一層の活用を図るための取組を進める。

第1節 活用の基本的考え方

名勝円山公園の本質的価値の保存管理を前提に、下記に示す基本的な考え方によってその活用を図るものとする。

（1）四季折々に集う場としての活用

名勝円山公園及び周辺地域では、春の花見、秋の紅葉狩りなどの四季の風景を楽しむ利用、夏の音楽堂のコンサート、祇園商店街振興組合による市民の森を活用した呈茶席など文化的な行事を楽しむ利用など、これまでも四季折々に多くの市民や観光客が集う場となっていた。

今後も、円山公園らしい風致景観の場を舞台として、市民、事業者、関係者が協力しながら、人々が自由に遊覧し、集うことが可能となるよう、保存・管理・補修を含めて、ソフト事業も展開しながら、名勝としてのマネジメントを進める。

また、花見など一時に多くの利用者が集中することによる弊害を緩和するため、必要とされる事業者への指導強化などの取組を推進する。

（2）八坂の歴史を味わう場としての活用

名勝円山公園は、八坂の一角として、実業家村井吉兵衛の迎賓館であった長楽館など、明治期に建てられた魅力ある施設とも隣接しており、国内外から訪れる来訪者が、近代京都の歴史を体感できる場としての可能性を有している。また、円山公園は太政官布告公園として開設され、明治23年（1890）から明治38年（1905）にかけて行われた第一次拡張に伴う公園整備においても琵琶湖疏水を利用するなど、明治期に公園としての魅力を高めた歴史を有している。

このため、来訪者が、円山公園の歴史や文化、本質的価値を、風趣ある空間のなかで楽しく学ぶことを通じて、明治以降、京都市の発展の象徴として名所地の保存が進められた歴史を体感できるよう、施設整備や周辺地域とも連携したソフト施策の展開など、活用に向けた多様な手法の検討によって、一層の活用を進める。

（3）便益施設との連携による京文化に触れる場としての活用

名勝円山公園内には、日本文化の特徴としてユネスコ無形文化遺産に指定された「和食」を楽しむことができる料亭などが立地している。特に、和食は「自然の美しさや季節の移ろいの表現」つまり、「食事の場で、自然の美しさや四季の移ろいを表現すること」も特徴のひとつととらえられており、まさに名勝円山公園における自然の美しさや四季の移ろいと調和する日本を代表する文化であるといえる。

また、名勝円山公園には茶会などの京文化に触れることができる便益施設も立地している。

このため、公園内に立地する各種便益施設との連携により、京文化を楽しむ場としての名勝円山公園の魅力の発信と便益施設の適正な場づくりを進めていく。

（4）魅力づくりに市民が関わる場としての活用

都市公園円山公園は、本市の中心市街地に位置し、日常的には休憩や散策などの利用を通じて豊かな地域づくりに寄与するとともに、非常時には広域避難場所としても位置付けられている都市公園であり、市民にとってもなじみ深い空間である。

これまでにも「東山花灯路」など市民や企業の関わる取組が継続しており、新たな賑わいが創出されている。

このため、都市公園円山公園及び周辺地域も含めて、安全な憩いの場としての利用を推進するとともに、その魅力を最大限発揮できることが可能となるように、市民協働の取組を推進する。

以上の4つの視点をもとに、名勝円山公園の本質的価値である「四時遊覧の地」としての魅力発信と活用の推進を進めるものとする。

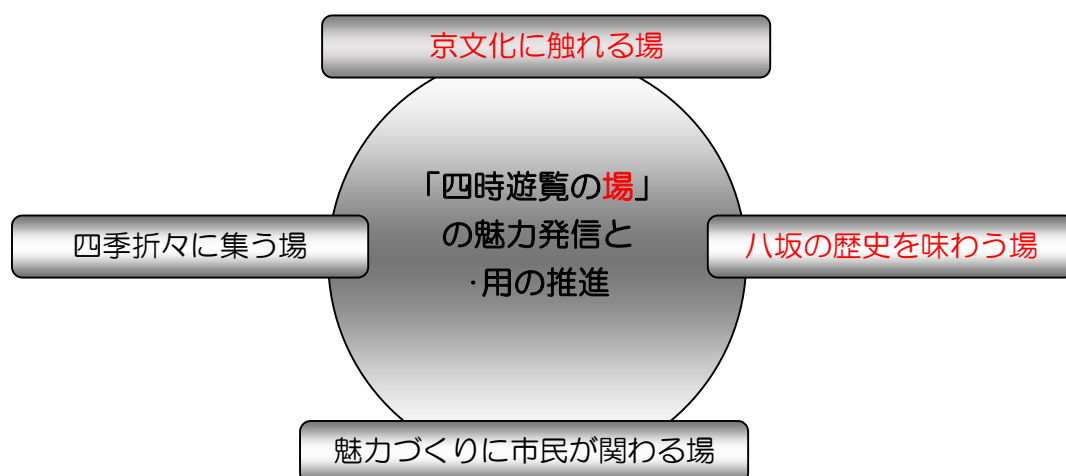


図 44 本質的価値を踏まえた活用の基本的考え方

第2節 活用の進め方

名勝円山公園の活用の基本的な考え方を踏まえ、文化財としての活用を推進するためには、関係者の協議・調整や活用プログラムの企画、周辺地域との活用ネットワークが重要となる。さらにPDCAサイクルも勘案しながら取組の検証も必要とされる。

このため、次の諸点に留意しながら活用を進めるものとする。

(1) 協議・調整の実施

国指定名勝であり、都市公園である名勝円山公園は、国、京都府、市及び名勝区域内の寺社や便益施設管理者、さらには背景となる森林管理者など多くの関係者が関わっている。

それぞれの役割を踏まえ、文化財としての名勝円山公園の本質的価値を高めるよう、適切な協議・調整を実施していくものとする。

□ (2) 活用プログラムの企画開発

(2) 活用プログラムの企画開発

名勝円山公園では、市民の森や音楽堂あるいは便益施設において、多様なプログラムが企画・実施されている。今後も名勝円山公園の本質的価値や社会経済状況、維持管理の財源などに配慮しつつ、その活用を推進するための新たなプログラム企画を関係者との協働で開発し、活用の推進に努めるものとする。

(3) 周辺地域との活用ネットワークの構築

名勝円山公園の周辺地域では、祇園四条地区のまちづくり構想のなかで、「日本の美意識と出会えるまち」、「清々しき参道」の実現にむけ、まちづくりの方針を掲げている。さらに円山公園から清水寺までの東山観光散策道路を守る会の活動や東山を縦断する高台寺国有林の散策路の整備などが展開している。

このため、こうした周辺地域における活用の取組と連携することにより、名勝円山公園活用の推進を図る。

(4) 検証による取組の推進

円山公園は、出入りが自由な空間であり、現状では知恩院から高台寺方面への南北軸の利用が多いと想定されている。また、徒歩利用者と乗用車利用の割合についても現状では把握されていない。今後の活用に関する取組を効果的に推進するためには、取組の検証が不可欠である。

このため、便益施設等の整備を図る上での裏付けとなる利用者の意向調査や利用実態調査を必要に応じて、実施することを検討する。また、活用に取り組む関係者の意向等も把握したうえで、よりよい取組の推進を図るものとする。

第3節 活用に関わる具体的な取組

名勝円山公園の活用推進に向けて、次の諸点を、早期に実施を検討する取組とする。

(1) 活用施設の整備

名勝円山公園は、現状でも多くの来訪者を数える公園である。このため、前章の整備（修復）で整理したように、名勝円山公園の都市公園施設である園路、ベンチや四阿などの休憩施設、誘導サインなどの工作物を早期に整備することによって、一層の活用推進を図る。

(2) 情報発信の展開

名勝円山公園の特に国外からの観光活用の視点から、ミシュランなど海外の旅行ガイドブックへの掲載誘導、名勝円山公園の魅力をまとめた多言語リーフレットの作成、園内の案内板などの多言語化など、海外からの来訪者利用を促進するために有効な情報発信・広報方策を検討する。

また、名勝円山公園の成り立ちや推移などを利用者が理解できるよう、説明板などを適宜整備することによって、円山公園が歩んできた近代京都の歴史を京都市民のみならず、国内からの来訪者に発信する。

さらに、広く国内外にその魅力を発信するため、関係者との連携によるホームページなどの充実、SNS等を活用したタイムリーな情報発信の提供、円山公園の歴史的な成り立ちを紹介する小冊子の作成などを含め、より一層の魅力発信のための多様な取組を進めることによって、活用を推進する。

(3) 活用プログラムの実施

都市公園円山公園及び周辺地域も含めて、その魅力を十分に楽しむことが可能となるように、関係機関との協働により、市民ボランティアガイドによるミニツアーの開催などの取組を推進する。

また、大学等教育研究機関との支援や助言、文化財に関わる技術者団体との協働などによって、園内の樹木剪定・手入れなどの見学会開催などを通じて市民をはじめとした利用者が庭園文化を身近に体験できるようなプログラムを実施する。

第6章 運営及び体制

名勝円山公園を文化財として保存管理し、その上で、将来にわたり、より多くの市民や観光客が訪れる場として活用を図っていけるよう、以下の諸点を踏まえ、名勝円山公園の保存管理を前提とした運営及び体制の充実を図る。

第1節 運営の基本的な考え方

名勝円山公園の保存管理及び活用のための今後の運営は、文化財としての保存・活用を念頭においたうえで、持続可能性や実現可能性も勘案しながら、その目的を達成することが必要とされる。このため、名勝円山公園の運営に関する基本的な考え方を次の諸点とする。

(1) 保存管理を行うための財源確保

名勝円山公園をあるべき姿に戻すために行う再整備（修復）、さらには、その姿を保つために行う維持管理等、管理主体による保存管理の取組の継続性を担保するため、その財源の確保、充実を図るため、企業のCSR活動の導入、クラウドファンディングをはじめとした新しい取組も含めた総合的な検討を進める。

(2) 防災管理体制の確立

名勝円山公園の本質的価値を継承するため、台風・大雨など自然災害及び火災などに対応した防災管理を行うとともに、適切な防災管理を進めるため、名勝円山公園に関わる関係者との協力体制を確立する。

(3) 風致景観管理に向けた技術的対応

名勝円山公園の風致景観を継承するためには、日常的な植栽管理、水景管理をはじめとして、修復等整備にあたっては伝統的な造園技術を有する技術者による対応が必要とされる。

このため、恒常的な風致景観管理を可能とする技術的対応を図ることが可能な体制づくりに向けて、関係団体等との連携を進める。

(4) 周辺地域の歴史文化資源に関わる管理者等との連携体制の整備

名勝円山公園は、その指定範囲のなかに歴史的文化的資源を有するだけでなく、周辺地域にも重要文化財をはじめとした歴史文化資源が立地している。これらの周辺地域の歴史文化資源にとの有機的な連携を図りながら、保存管理に関わる運営を進めていくものとする。

第2節 体制整備の基本的な考え方

これからの名勝円山公園の保存管理・整備活用を円滑に進めるため、次のような体制整備・構築に向けて、取組を進める。

また、それぞれの主体は下図に示すように連携しながら保存管理・整備活用に取り組むものとする。

(1) 行政間における連携の強化

名勝円山公園を管轄する文化庁及び京都市**関係部局**をはじめ、京都府、国（国土交通省）等の多くの関係機関が、名勝円山公園の本質的価値に関する認識を共有し、文化財としての保存管理、さらには、**森林分野、観光分野などの関係部局と連携しながら名勝**、都市公園としての活用を推進できるよう、行政間における連携の強化を図る。

(2) 関係機関との連携強化

名勝円山公園は、八坂の往来の要所として、周辺地域と連携しながら賑わいを維持している。今後も社寺等関係者、市民、周辺地域及び関係する団体等との連携のもと、活用プログラムへの協力や管理運営への協力など、多様な主体による参画と連携を図るための**仕組み作り**を進める。

(3) 専門家（学識経験者等）の指導及び助言

名勝円山公園の文化財としての価値を十分に検証し、適切な保存管理を行うため、歴史や自然環境、造園や景観等の専門家（学識経験者等）からの指導、助言を受けることができる体制を構築する。

(4) 保存管理への市民・NPO等の参画の推進

名勝円山公園の保存管理、さらには、活用を図っていくために、市民、NPO及び活動団体等の参加のあり方の検討を進め、多様な主体の保存・管理・活用への参画体制を推進する。



図 45 名勝円山公園の保存管理・整備活用に係る連携・支援・協力体制

別添資料

別添資料 1 上位計画・関連計画の概要

1 上位計画

(1) 京都市基本構想（平成 13 年（2001）～平成 37 年（2025））

京都市は、昭和 53 年（1978）に京都市がめざす都市のあり方を「世界文化自由都市」としてとらえ、これを世界に向けて宣言した。この理想を実現するために、21 世紀の最初の四半世紀における京都のグランドビジョンを描いた「京都市基本構想」を平成 11 年（1999）に策定し、市政の基本方針を示している。

同構想の基調テーマは「くらしに安らぎ まちに華やぎ 信頼で築く 21 世紀の京都」となっており、主語は「わたしたち京都市民」となっている点が特徴である。



図 1 京都市基本構想及び基本計画の位置付け

出典：東山区基本計画第 2 期

第 2 章 市民のくらしとまちづくり

第 3 節 まちの基盤づくり

これらの市民のくらしや、京都においてなされる、あるいは京都を発信地としてなされる諸活動を円滑に行えるようにするには、生活の利便性・快適性に優れ、生活に潤いのある住み心地のよいまち、多様な経済・文化活動を支える基盤のしっかりしたまちをつくっていかねばならない。そのために、環境への負担軽減に十分配慮しつつ、都市の骨格となる交通軸など、ひとやものの円滑な流れを支える安全・快適な交通体系をはじめ、公園・緑地、教育・文化・スポーツ施設、住宅・住環境、河川、上下水道などの基盤を整備するとともに、歴史的風土や自然環境と調和した町並みの美しさを守り、山林や農地の保全を図る。同時に、多様な情報資源を多くの市民が共有するとともに、世界に向けて積極的な情報発信ができるよう情報関連産業を活性化させ、流動化し進化し続ける通信や放送分野のデジタル化の動きにも十分に対応できるまちをつくる。

また、地域の個性や自然的・歴史的な条件を十分に考慮して、「保全・再生・創造」を基本としたまちづくりを進める。永い歴史に支えられた自然的風土である三方の山々、文化財や史跡の点在する山麓ろく部、そしてゆとりと景観に恵まれた住宅地の一帯は、自然と歴史的な景観の保全に努める。伝統的な町家や町並みが数多く維持され、商業・業務機能が集積し、職・住・文・遊が織り重なる歴史豊かな市街地は、調和を基調とする都心の再生に努める。そして南部は、高度集積地区を中心に、21 世紀の京都の新たな活力を担う創造のまちづくりに努める。このような大きな枠組みのなかで、それぞれの地域において市民が日常的な生活機能を身近に享受でき、かつ、多彩で個性的な機能をもつようなまちづくりを進めることにより、京都全体としてまとまりのある良好な都市環境を形成していく。

言うまでもなく、こうしたまちづくりは、市域を越え、周囲の隣接社会とよく協力してこそ実行できる。関西のなかの京都、日本のなかの京都、そして世界のなかの京都を強く意識しながら、わたしたちはこのまちづくりを進める。

出典：京都市基本構想、関連箇所以下線

(2) 京都市基本計画（平成 23 年度（2011）～平成 32 年度（2020））

「京都市基本構想」を具体化するために、第 2 期の「京都市基本計画」として、平成 23 年度（2011）からの 10 年間に計画期間とした「はばだけ未来へ！ 京プラン」を策定している。ここでは、10 年後の京都の未来像を示すとともに、市民の主体的な参加を得て取り組む重点戦略及び主要な政策を提示している。

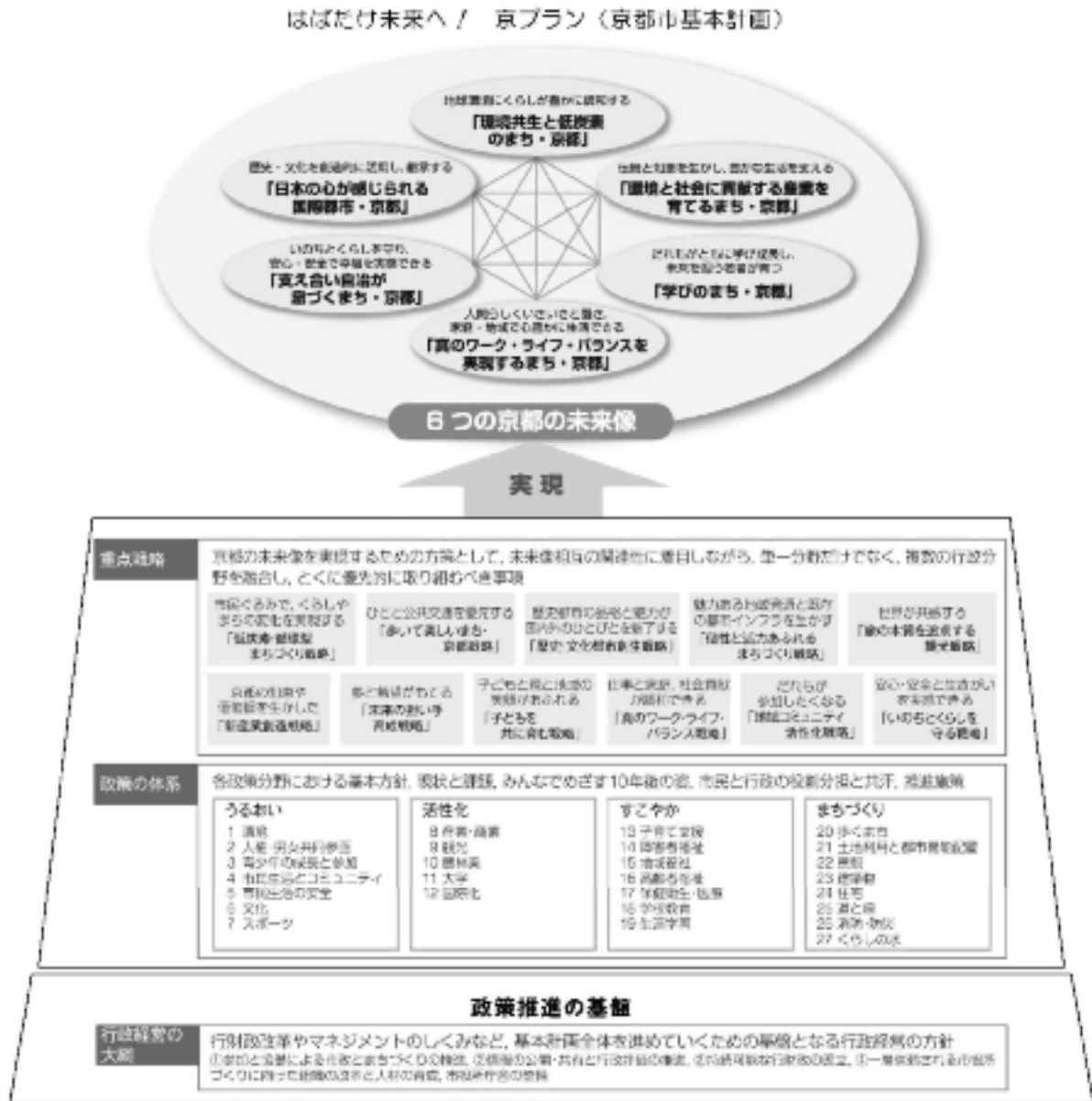


図 2 京プランの構成

出典：平成 25 年度（2013）京都市基本計画実施状況（報告）京都市総合企画局

京都市基本計画では、京都の未来像を実現するための方策として、未来像相互の関連性に着目しながら、単一分野だけでなく、複数の行政分野を融合し、特に優先的に取り組むべき 11 の重点戦略を設定している。

11 の重点戦略

- ・市民ぐるみで、くらしやまちの変化を実現する「低炭素・循環型まちづくり戦略」
- ・ひとと公共交通を優先する「歩いて楽しいまち・京都戦略」
- ・歴史都市の品格と魅力が国内外のひとびとを魅了する「歴史・文化都市創生戦略」
- ・魅力ある地域資源と既存の都市インフラを生かす「個性と活力あふれるまちづくり戦略」
- ・世界が共感する「旅の本質を追求する観光戦略」
- ・京都の知恵や価値観を生かした「新産業創造戦略」
- ・夢と希望がもてる「未来の担い手育成戦略」
- ・子どもと親と地域の笑顔があふれる「子どもを共に育む戦略」
- ・仕事と家庭、社会貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランス戦略」
- ・だれもが参加したくなる「地域コミュニティ活性化戦略」
- ・安心・安全と生きがいを実感できる「いのちとくらしを守る戦略」

出典：「京都市基本計画」（平成 23 年度（2011）～平成 32 年度（2020））、関連箇所に下線

（3）東山区基本計画（平成 23 年（2011）～平成 32 年（2020））

東山区では、平成 23 年度（2011）から 10 年間のまちづくりの指針となる東山区基本計画「東山・まち・みらい計画 2020」を平成 23 年（2011）1 月に策定している。

まちづくりのキャッチフレーズは「山紫水明の都 結び合う心 東山の未来」としており、未来像の 1 つとして「緑と清流，風情ある町並みが，心にも環境にもやさしいまち・東山」を掲げている。

まちづくりの理念

- 高い誇りをもって、「守るべきことは頑なに保守」し、
- 鋭敏な感性で、「変えるときは大胆に変革」し、
- 培ってきた知恵で、「時勢に応じて創造」することを基本姿勢として、まちづくりを進めます。

未来像とまちづくり方針、重点プロジェクト

4 つの未来像とその実現に向けたまちづくりの方針を掲げ、特に優先的に取り組む重点プロジェクトを積極的に進めます。

未来像 1 「緑と清流，風情ある町並みが，心にも環境にもやさしいまち・東山」	◎まちづくり方針 「木と水の文化の推進」 ★重点プロジェクト 1 「自然で紡ぐ文化再生プロジェクト」
未来像 2 「ゆっくりした時間と奥深く魅力のある空間が広がり，五感が洗練されるまち・東山」	◎まちづくり方針 「クルマ依存型社会からの脱却」 ★重点プロジェクト 2 「歩いて楽しい東山プロジェクト」
未来像 3 「地場産業が元気で，人のにぎわいがあふれるまち・東山」	◎まちづくり方針 「経済活動と市民生活の調和」 ★重点プロジェクト 3 「ほんもの産業のまちプロジェクト」
未来像 4 「世代を超えて互いを認め合い，支え合うまち・東山」	◎まちづくり方針 「多世代共助社会の実現」 ★重点プロジェクト 4 「東山『育まち』プロジェクト」

出典：東山区基本計画「東山・まち・みらい計画 2020」より作成

2 関連計画

(1) 京都市緑の基本計画（平成 22 年（2010）～平成 37 年（2025））

京都市では、大切な緑を守り増やし、緑あふれるまちを実現するため、緑の総合計画である「京都市緑の基本計画（平成 11 年（1999）2 月策定、平成 22 年（2010）3 月改訂）」を策定し、これまでに様々な取組を進めている。同計画における緑の配置方針図では、円山公園は「拠点となる緑（既存）」として位置付けられており、まとまった面積で残されてきた緑環境として高く評価されている。

○キャッチフレーズ 「きょうからつなぐ 地球のみどり」

○目標年次 2025 年（平成 37 年）

○基本理念

- (1) 地球と生物にやさしい緑にあふれた「環境共生のまち」をつくる。
- (2) 歴史的景観や緑の文化を未来へ引き継ぐ「歴史と伝統のまち」をまもる。
- (3) 緑の優しさにつつまれた思いやりのある「安心・安全のまち」を育てる。

○基本方針

- (1) 周辺の山々と山すその緑の保全、マネジメント～地球温暖化対策を推進し、京都の歴史的景観を守り、育てる～
- (2) 市街地の緑の保全、創出、活用～ヒートアイランド対策・防災に資する都市の緑を創出する～
- (3) 水と緑のネットワークづくり～生態系ネットワーク、風の道を創出する～
- (4) 市民・事業者との協働による緑豊かなまちづくり～京都力を結集し、かけがえのない緑を未来へ継承する～

出典：京都市緑の基本計画（平成 22 年（2010）3 月）、関連箇所を下線



図 3 緑の配置方針図

出典：京都市緑の基本計画（平成 22 年（2010）3 月）に加筆

(2) 京都市都市計画マスタープラン（平成24年（2012）～平成37年（2025））

京都市では、これまでの保全・再生・創造の土地利用を基本としながら、交通拠点の周辺に都市機能を集積させるとともに、地域コミュニティを基本とした生活圏の維持・構築を図ることで、それぞれの地域が公共交通等によりネットワークされた、便利で暮らしやすく、地球環境への負荷が少ないエコ・コンパクトな都市構造を目指した新たな「京都市都市計画マスタープラン」を策定している。

同計画では「京都の魅力を高める土地利用」として「京都ならではの歴史・文化資源を活用し、観光の質を向上させ、新たな京都の魅力向上を図るため、自然・歴史・文化資源の保全、伝統産業や観光、商業サービス機能等の充実を誘導する」としている。

第4章 全体構想 ～都市計画の方針～

第1節 土地利用

5 京都の魅力を高める土地利用

①国際文化観光都市としての土地利用の誘導 世界に誇る京都ならではの歴史・文化資源を活用し、観光の質を向上させ、新たな京都の魅力向上を図るため、自然・歴史・文化資源の保全、伝統産業や観光、商業サービス機能等の充実を誘導します。

【具体的な方針】

- ア 既存の良好な歴史・文化資源を維持します。また、京町家等の歴史的な建築物が建ち並ぶ地域においては、町並みを維持しつつ、防災性能の向上を図ります。
- イ 重要な歴史・文化資源や市街地内の緑の周辺地の保全を図る仕組みづくりを検討します。
- ウ 観光振興やMICEの活用による国際集客都市を目指し、宿泊機能等の立地誘導や充実を図ります。
- エ 公共交通ネットワークと一体となった宿泊機能や観光サービス機能の充実を図ります。
- オ 祇園界わいでは、歴史環境に配慮した京都らしい商業サービス機能の充実を図ります。
- カ 八坂、清水等の社寺周辺などでは、京町家など伝統的な建築物や町並みとの調和に配慮した観光地にふさわしい観光、商業サービス機能の充実を図ります。
- キ 嵐山周辺では、周囲の住環境に配慮しつつ、観光地にふさわしい観光、商業サービス機能の誘導を図ります。
- ク 国立京都国際会館周辺では、周辺環境に配慮しつつ、MICE機能・国際交流機能の充実を図ります。
- ケ 岡崎地域では、優れた都市景観・環境の保全・継承に配慮しつつ、京都会館等のMICE機能・国際交流機能の充実や、京都市動物園などのレクリエーション機能、京都市美術館などの文化機能の充実を図るとともに、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化の促進など、環境モデル都市を牽引する取組を進めます。
- コ 京北地域や鞍馬、大原、花脊、久多等をはじめとする観光資源の豊富な農山村集落では、自然環境との調和に留意した観光・レクリエーションなどの交流の場としての活用等について検討します。

出典：京都市都市計画マスタープラン（平成24年（2012）2月）、関連箇所を下線

上記の都市計画マスタープランに基づき、12の地区・地域（平成25年（2013）7月4日現在）において「地域まちづくり構想」が策定されており、円山公園周辺では「祇園四条地区」（平成24年（2012）12月27日）が策定され、「八坂神社門前にふさわしい美しさ、清々しさ」が感じられる市街地環境の形成を図るとしている。

まちづくりの理念・基本的な考え方

京都を代表する幹線道路沿道の中心商業・業務地区として、高質な商業・文化・観光機能の誘導を図るとともに、八坂神社門前にふさわしい美しさ、清々しさを感じられる、歩いて楽しい市街地環境の形成を図ります。

地域の目標・将来像

地域のまちづくりビジョンのテーマである「日本の美意識と出会えるまち」、「清々しき参道」の実現に向け、以下に示す5つのまちづくりの方針を掲げ、まちづくりに取り組みます。

○方針1 「八坂神社の参道」に相応しい晴れがましさを感ずるまち

八坂神社の参道であり、又、祇園祭の舞台でもある当地区において、高質な商業・文化・観光機能を誘導するとともに、良質な環境と景観を有する魅力的な歩行者空間の形成を目指します。

- 方針2 「ほんもの」だけが持つ心地よさが味わえるまち
- 方針3 「心と心のやりとり」の場に相応しい美しさを磨き上げたまち
 祇園がこれからも魅力的なまちであり続けるために、他にはない商品の提供や一級品のもてなし・サービスに取り組み、様々な方が集い、交流する場となることを目指します。
- 方針4 「商道德」に裏打ちされた奥ゆかしさに溢れるまち
 京都を代表する幹線道路沿道の中心商業・業務地区として、まちが賑わい、商いが繁盛するのみならず、祇園を誇れるよう徳を積むことにより、奥ゆかしさに溢れるまちを目指します。
- 方針5 「祇園の老舗」が守ってきたまちの仕来り・祇園祭に一致団結するまち
 これまで祇園が積み重ねてきたまちの仕来りを守り、祇園祭の舞台として、地域に深く根付いたまちを目指します。

地域のまちづくりの方針

- 方針1 建築物の用途の制限による建築物の整備・誘導
 建築物の用途の制限により、清々しい参道を目指す本地区にふさわしい建築物の整備・誘導を図ります。
- 方針2 四条通の歩道における快適な歩行者空間の確保
 四条通の歩道については、快適な歩行者空間の確保を図ります。
- 方針3 四条通沿道の1階部分における店舗の立地誘導
 四条通沿道の1階部分については、物品販売業や飲食業を営む店舗の立地誘導を図ります。
- 方針4 八坂神社参道にふさわしい景観の形成
 四条通沿道の建築物等の形態・意匠・色彩等について適切な誘導を図ることにより、八坂神社参道にふさわしい景観形成を図ります。



図4 「祇園四条地区」の範囲

出典：地域まちづくり構想，祇園四条地区

(3) 歴史的風致維持向上計画（平成 21 年（2009）～平成 32 年（2020））

京都市では、平成 20 年（2008）に制定された地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく計画であり、京都の歴史的風致の維持・向上を推進し、未来の世代に引き継ぎ、京都がいつまでも京都であり続けるため、平成 21 年（2009）に「京都市歴史的風致維持向上計画」を策定している。

同計画では、文化財周辺の歴史的資産である公園整備を行うことにより、地域の活性化を図り、にぎわいのあるまちづくりを推進するために、歴史的風致維持向上施設である都市公園円山公園において平成 28 年度から実施予定である「名勝円山公園再整備（修復）事業」を歴史的風致の維持向上に寄与する取組に追加している。

第 3 章 歴史的風致の維持及び向上に関する意義と基本方針

4 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(2) 基本方針

- ア 歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりを推進する。
- イ 歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりを推進する。
- ウ 地域力によるまちづくりを推進する。
- エ 自然と共生し、「木の文化」を大切にすまちづくりを推進する。
- オ 人が主役の歩いて楽しいまちづくりを推進する。
- カ 文化芸術を活かしたまちづくりを推進する。
- キ 伝統産業を活かしたまちづくりを推進する。

第 7 章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

2 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

(9) 都市公園事業

文化財周辺の歴史的資産である公園整備を行うことにより、地域の活性化を図り、にぎわいのあるまちづくりを推進する。

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
名勝円山公園整備（修復）事業	H28～H30	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 円山公園
(事業内容)

明治 19 年（1886）に開設され、大正期に武田五一による公園改良計画、植治による日本庭園部分の作庭によって改修された円山公園は、平成 28 年に開園 130 年を迎える。同公園は昭和 6 年（1931）に国の名勝に指定されたが、文化財としての価値が十分に検証されていなかったこともあり、公園施設が老朽化するなど様々な課題が生じている。平成 32 年には東京オリンピックが開催されることを受け、国内外からより多くの観光客の来訪が期待されている。市民と国内外からの来訪者がその魅力を持続的に享受できることを目指し、名勝円山公園として、適切な保存管理のための計画を策定の上、平成 30 年度の完成に向けて平成 28 年度より測量設計、再整備（修復）工事を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

円山公園は、本市における最古の公園で、自然の丘陵を利用して作庭されたこの公園は、公園中央部にある枝垂桜とともに市内随一の行楽地となっている。公園東側は東山に続き、西は八坂神社、南は高台寺、北は知恩院等に隣接し、観光地の一環を成している。この公園を再整備（修復）することにより、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりや人が主役の歩いて楽しいまちづくりが推進される。

出典：京都市歴史的風致維持向上計画（平成 27 年（2015）3 月）より抜粋

別添資料 2 周辺地域の自然的条件

(1) 地形

名勝円山公園は、京都盆地の概ね標高 50m から 60m のなだらかな起伏に位置しており、西には鴨川を望み、東には東山が接している。

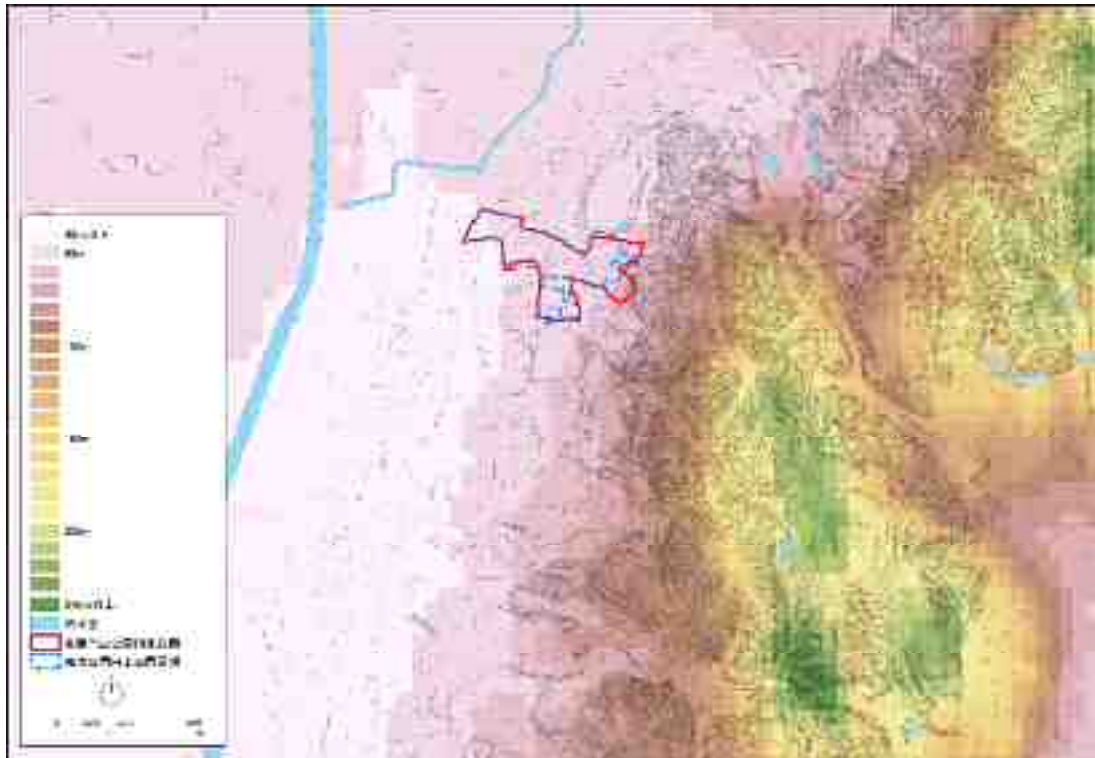


図 5 名勝円山公園の地形

出典：京都市資料を基に作図

(2) 地質

京都盆地の地質分布をみると、盆地周囲の山塊は主として丹波層群と呼ばれる中生代層よりなり、砂岩、頁岩、チャートなどよりなる。盆地北東部には中生代の白亜紀後期に形成された花崗岩類が分布し、白川花崗岩と呼ばれる。盆地の地下に伏在する基盤岩はこれらの2種類で、とくに丹波層群が優勢的であると推定される。盆地縁辺部の丘陵には、新第三紀から第四紀にかけて堆積した大阪層群が分布する。この地層は砂礫、砂、粘土などの互層よりなり、特徴的な海成粘土層や火山灰などが挟まれている。地表付近は、数万年前以降に堆積した新しい地層で覆われており、盆地北部では扇状地性のおもに砂礫よりなる粗粒堆積物が優勢であり、南部では粘土・シルトが卓越する湿地性の細粒堆積物が優勢となる。また、盆地の縁辺部は花折断層や西山断層群をはじめとする活断層で限られている。図 6 では、名勝円山公園周辺を見ると、新生代の段丘堆積物 (td) と区分されている。

さらに範囲を拡大すると、指定区域の北側は「礫・砂及び泥 (tm2)」、南東側が「礫、砂及び泥、海成粘土層を含む (0u)」や「岩屑及び礫 (t)」に区分されており、いずれも新生代の地層となっている。

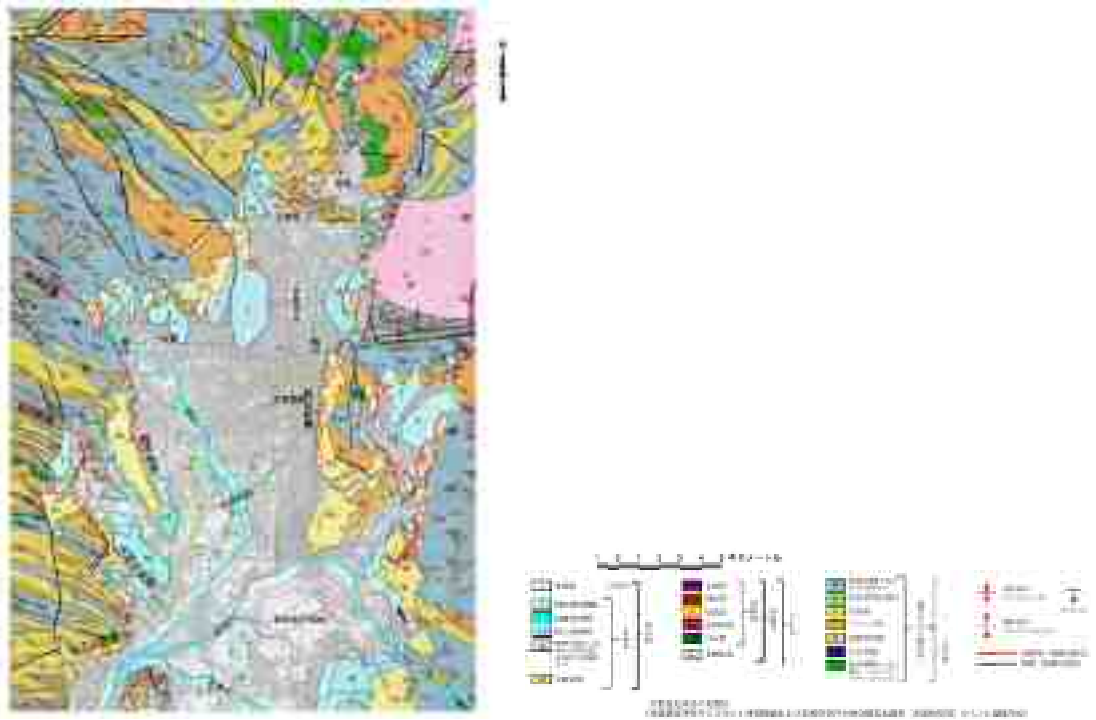


図 6 京都盆地の地質

出典：平成 10 年度（1998）地震関係基礎調査交付金 京都盆地の地下構造調査報告書（京都市）



図 7 名勝円山公園の地質

出典：「5万分の1地質図幅—京都東北部（平成10年度（1998）」及び「京都東南部（平成24年度（2013）」
いずれも地質調査総合センター発行より作成

別添資料3 古写真等

京都市が所蔵している円山公園に関する古写真等のうち、撮影時期が明確な古写真等は次頁のとおりである。



001明治初年撮影その1



002明治初年撮影その2



003明治初年撮影その3



004明治初年撮影その4



005明治8年撮影



006明治19年撮影



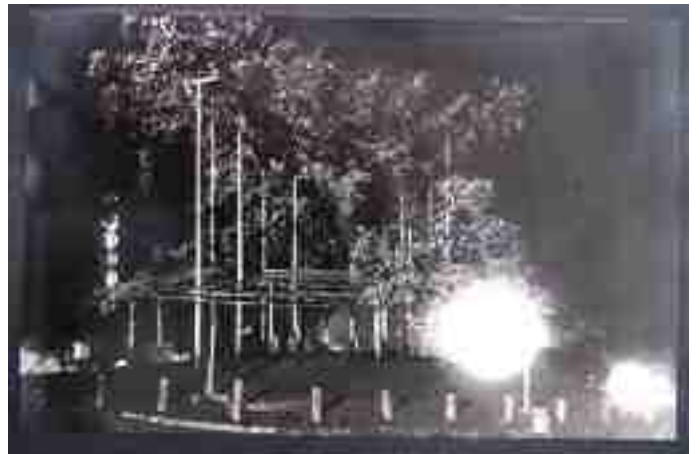
007明治30年撮影



008明治42年撮影



009大正2・3年撮影



010大正10年撮影



011大正13年撮影



012大正14年撮影



013昭和4年撮影



014昭和6年撮影その1



015昭和6年撮影その2



016昭和6年撮影その3



017昭和8・9年撮影その1



018昭和8・9年撮影その2



019昭和8年撮影その1



020昭和8年撮影その2



021昭和9年撮影その1



022昭和9年撮影その2



023昭和10年撮影その1



024昭和10年撮影その2



025昭和11年撮影その1



026昭和11年撮影その2



027昭和12年撮影その1



028昭和12年撮影その2



029昭和13年撮影その1



030昭和13年撮影その2



031昭和14年撮影



032昭和15年撮影



033昭和17年撮影その1



034昭和17年撮影その2



035昭和17年撮影その3



036昭和17年撮影その4



037昭和17年撮影その5



038昭和17年撮影その6



039昭和22年撮影



040昭和24年撮影



041昭和28年撮影その1



042昭和28年撮影その2



043昭和29年撮影その1



044昭和29年撮影その2



045昭和29年撮影その3



046昭和29年撮影その4



047昭和29年撮影その5



048昭和30年撮影その1



049昭和30年撮影その2



050昭和30年撮影その3



051昭和32年撮影その1



052昭和32年撮影その2



053昭和32年撮影その3



054昭和33年撮影その1



055昭和33年撮影その2



056昭和33年撮影その3



057昭和33年撮影その4



058昭和33年撮影その5



059昭和34年撮影その1



















060昭和34年撮影その2

別添資料4 主な現況の状況

名勝円山公園の主な現況は、下表のとおりである。

区分	詳細
1 名勝指定時の状況や作庭意図とのかい離	1-a 園路の舗装や階段踏面、橋の木化粧部等の破損がみられるため補修が必要である。
	1-b 流れ護岸の植栽が繁茂し、名勝指定当時の園路との連続性が失われているため、剪定や間伐等の植栽管理が必要である。
	1-c 護岸石組みの空隙や、護岸石根入部の露出など、名勝指定時の状況とのかい離が確認できるため、再整備（修復）が必要である。
	1-d ひょうたん池には、ゴミや落ち葉、土砂の流入によりごりがみられるため、浚渫などにより水辺環境の改善が必要である。
	1-e 7代目植治が主に改良工事を行った園池の再整備（修復）を行うにあたっては、その内容を判断するための指標が必要である。
2 公園施設のき損、老朽化	2-a 四阿やベンチ等の休憩施設に、き損・老朽化が発生しているため、修復が必要である。
	2-b 表土の流出が発生し、電線管の露出がみられることから、表土流出箇所の修復を行う必要がある。
3 樹木の繁茂による修景物の視認性の悪化	3-a 流れに土砂が堆積し、地被・実生木が繁茂しているため、土砂を撤去するとともに、地被・実生木の除去が必要である。
	3-b 中木・低木が繁茂し、景石、歌碑などが隠れる部分があるため、中木・低木を適正な樹高や密度に管理し、見通しや視認性の向上が必要である。
4 植栽の枯死や生育不良	4-a 日照不足により林床の地被類が衰退することで表土の流出が発生し、樹木の根上りがみられることから、表土流出箇所の修復を行う必要がある。
	4-b サクラは、踏圧による土壌の固結が発生している箇所あり、一部では樹勢の衰えが確認されるため、樹勢回復に向けた取組が必要である。
	4-c モミジ、サルスベリは、根上りが発生している箇所が確認されるため、土壌改良が必要である。
5 植栽管理の現況	5-a 植栽管理の基盤となる樹木台帳や位置図を随時更新し、実態を把握する必要がある。
	5-b 魅力ある植栽管理を行えるよう、剪定や間伐等の植栽管理基準づくりの検討が必要である。
	5-c 園地及び流れ沿いのマツやサクラなどの枯損等、名勝指定時からの植栽景観の変容が想定されるため、後継樹の植栽や樹勢回復など、定期的な植栽管理に取り組む必要がある。
	5-d 樹勢回復措置など、適切な植栽管理を実施できるよう、必要に応じて樹木医等、専門家への相談が必要である。
	5-e 樹木の高木化が進んでおり、植栽管理にあたって高所作業車両の乗入れルートの確保が必要である。
6 来訪者への対応状況	6-a 公園利用者のニーズに応じた公園利用を促進できるよう、利用実態の把握が必要である。
	6-b 花見時など行催事の際の縁台や提灯等が任意に設置され、催事後も存置されている箇所が見られるため、適切な対策の検討が必要である。
	6-c 花見時のブルーシート使用を、景観との調和・サクラの根への配慮等の観点から禁止し、管理事務所よりゴザの貸出しが行われており、継続的な実施が必要である。
	6-d 四条・祇園界隈から、知恩院や清水寺等の各方面への分岐点にあたるため、広域誘導と集散の場として、適切な情報案内と休憩ができる機能も必要である。
	6-e ひょうたん池周りでの利用が中心であることから、山麓部や市民の森の魅力の紹介やイベントの開催など回遊性を高める方策が必要である。
	6-f 来園者の増加に対応した適切な誘導や警備対策、ゴミ処理等の対策が必要である。
	6-g バリアフリー等への対応など、新たな動線のニーズに向けた対応が必要である。
7 夜間利用への対応状況	7-a 園内での夜桜鑑賞のほか、周辺の寺社でのイベントが増加していることから、夜間の利用実態の把握が必要である。
	7-b 夜間利用の促進を踏まえ、夜間の安全性の向上に向けた検討が必要である。

区分	主な現況									
<p style="writing-mode: vertical-rl;">1 名勝指定時の状況や作庭意図とのかい離</p>	 <p>○階段踏面部のモルタルの剥離</p>		 <p>○滝口の木橋の破損</p>		 <p>○園路との連続性が失われた沢飛び石</p>			 <p>○園路との連続性が失われた流れ並びに護岸石積み</p>		
	1-a 園路の舗装や階段踏面、橋の木化粧部等の破損				1-b 植栽の繁茂により、名勝指定当時の園路との連続性が失われた流れ護岸					
	 <p>○樹木の根による空隙ができた護岸石積み</p>		 <p>○ひょうたん池護岸石根入れ部の露出</p>		 <p>○ひょうたん池の水のごり</p>			 <p>○ポンプ施設周辺に溜まる落ち葉</p>		
	1-c 護岸石組みの空隙や護岸石根入れ部の露出など、名勝指定時の状況とのかい離				1-d ひょうたん池には、ゴミや落ち葉、土砂の流入によるにごり					
<p style="writing-mode: vertical-rl;">2 公園施設のき損、老朽化への対応</p>	 <p>○四阿の土壁の落書き</p>		 <p>○ベンチの老朽化</p>					 <p>○ポンプ施設と表土の流失により露出した電線管</p>		
	2-a 四阿やベンチ等の休憩施設にき損・老朽化				2-b 表土の流出が発生し、電線管の露出					
<p style="writing-mode: vertical-rl;">3 修景物の視認性の悪化</p>	 <p>○流れにおける地被の繁茂</p>		 <p>○流れへの土砂堆積</p>					 <p>○樹木が繁茂し視認性が悪化している石造物</p>		
	3-a 流れへの土砂堆積による地被・実生木の繁茂				3-b 中木・低木の繁茂による景石、歌碑などの視認性の悪化					

区分	主な現況					
<p>4 植栽の枯死や 生育不良</p>	 <p>○市民の森の樹木根上り</p>	 <p>○園路沿いの樹木根上り</p>	 <p>○サクラ周辺の踏圧による土壌の固結</p>	 <p>○サクラの樹勢回復措置</p>	 <p>○サルスベリの根上り箇所</p>	
4-a	日照不足により林床の地被類が衰退し発生した樹木の根上がり		4-b	サクラの踏圧による土壌の固結が発生している箇所や一部での樹勢衰退		
<p>5 植栽管理の現況</p>	 <p>○流れ沿いの樹木の繁茂による視認性の悪化 → ○植生管理による視認性の確保</p>		 <p>○ひょうたん池築山の樹木の繁茂による視認性の悪化 → ○植栽管理による視認性の確保</p>			
5-c	名勝指定時からの植栽景観の変容を想定した定期的な植栽管理					
<p>6 来訪者への対応状況</p>	 <p>○便益施設の設置状況</p>	 <p>○ブルーシートの設置による景観阻害</p>	 <p>○ゴザの貸し出しによる景観への配慮</p>	 <p>○ロープ柵設置による根系への踏圧対策</p>	 <p>○バリアフリー動線</p>	
6-b	行催事後も設置される縁台や提灯等	6-c	花見時のブルーシート使用を景観との調和・サクラの根への配慮等の観点から禁止し、管理事務所が実施しているゴザの貸し出し		6-g	バリアフリー等への対応
<p>7 夜間利用への対応状況</p>	 <p>○ボール灯の設置</p>	 <p>○フットライトの設置</p>				
7-b	夜間利用の安全性の向上					

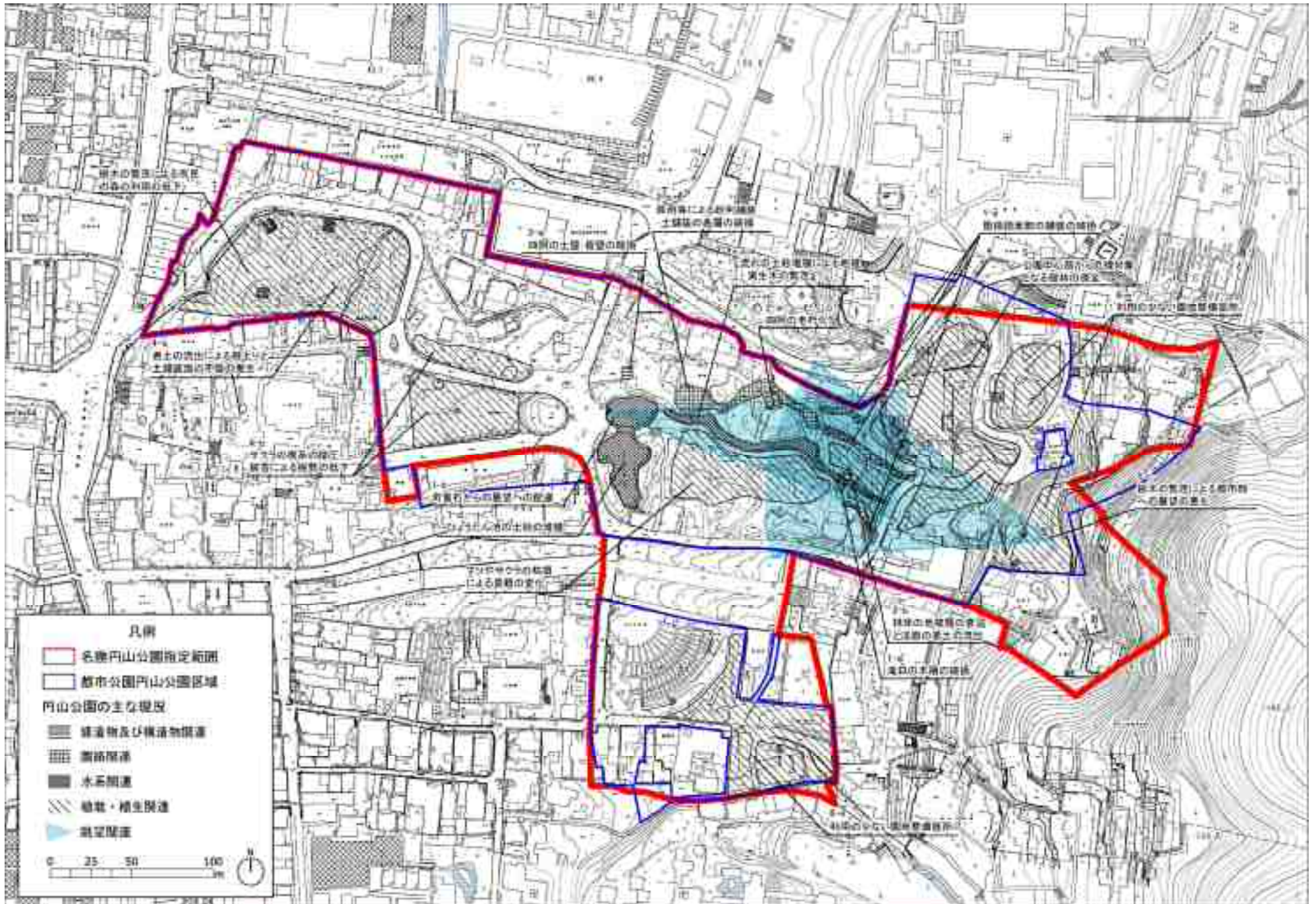


図 9 名勝円山公園の主な現況の分布状況

別添資料5 現状変更等に関する法又は省令等

名勝の保護にあたっては、文化財保護 125 条以外にも法又は省令等が定められている。ここでは、保存管理計画に直接関係すると考えられる法又は省令等の要約を列挙し、概説する。

(1) 記念物の指定地域における標識等の設置基準の概要

記念物の指定地域内において標識を設置する場合は、石造とし、特別の事情がある時は、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもって設置することを妨げられない。

説明板の設置にあたっては、平易な表現を用いて記載するものとし、地域の定めがないなどの場合以外は、指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。

標柱及び注意札は、特に必要があるときは、当該の場所若しくは物件を表示する標柱又は物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする、

境界標は、石造又はコンクリート造とする。

以上に定められるもの以外の、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所等の必要事項は、記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則 第 1 条～第 6 条)

(2) 記念物の滅失、き損等の届出の概要

記念物の全部又は一部が滅失、き損、若しくは衰亡、亡失した場合は、所有者もしくは管理責任者、管理団体の者は、その事実を知った日から 10 日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(文化財保護法第 118 条、第 120 条及び第 172 条第 5 項で重用する法 33 条の規定、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届け出書等に関する規則第 6 条)

(3) 復旧の届け出の概要

記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の 30 日前までに、現状変更許可を受けなければならない場合等を除いて、文化庁長官に届け出なければならない。

(文化財保護法第 127 条、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧に関する届け出書等に関する規則)

(4) 維持の措置の範囲の概要

記念物において、その価値に影響を及ぼすことなく現状に復するとき、又は衰亡している場合にき損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき、その一部がき損又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するときは、現状変更について許可を受けることを要しない場合に当たる。

(特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等に関する規則)

(5) 現状変更の許可に関する文化庁長官の権限に属する事務の権限移譲の概要

法 125 条の規定による現状変更の一部については、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。その内容は、条件付きで、工作物の設置、改修若しくは除却、道路の舗装もしくは修繕、埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修、木竹の伐採等である。

(※文化財保護法第 184 条、※※文化財保護法施行令第 5 条)

※文化財保護法第 184 条

次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

二 第 43 条又は第 125 条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）

※※文化財保護法施行令第 5 条（第 1～3 項省略）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからトまで及びりに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあっては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからへまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第 125 条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が 120 平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で 3 月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却

ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあつては、建築の日から 50 年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が 150 ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第 115 条第 1 項（法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修

ヘ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着

チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

リ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

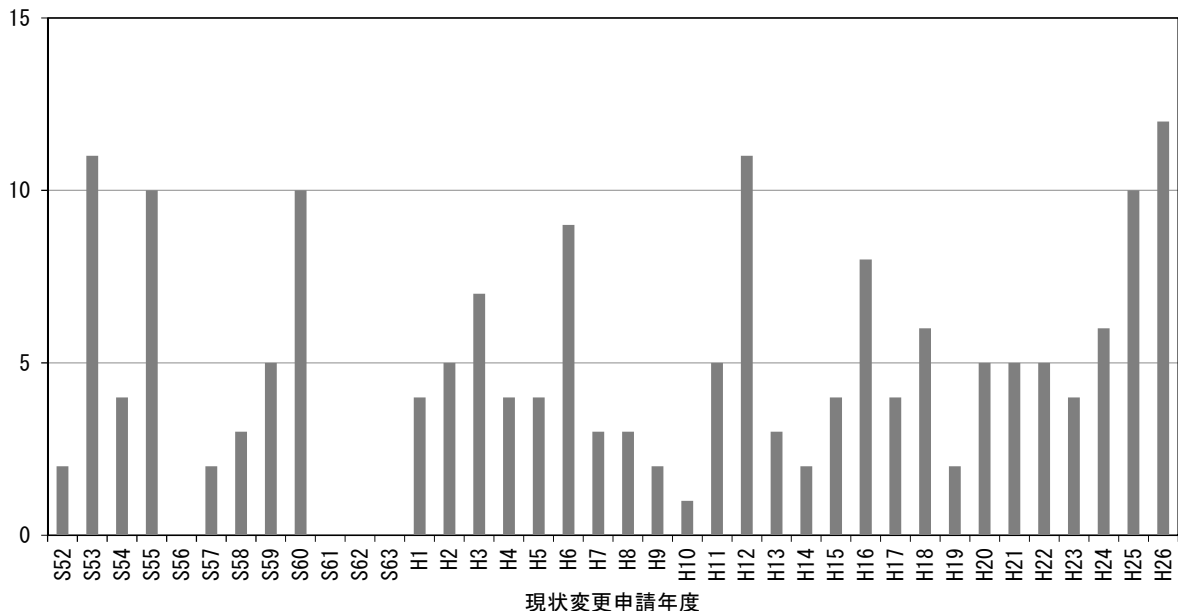
別添資料 6 名勝指定範囲内における現状変更等の実態

京都市に保存されている昭和 52 年度（1977）から平成 26 年度（2014）までの名勝円山公園における現状変更申請書の内容を根拠として、名勝円山公園において現状変更とみなされる行為は以下のとおりである。

（1）現状変更申請の内容にみる現状変更の行為者と行為

昭和 52 年度（1977）から平成 26 年度（2014）までの 33 箇年における名勝円山公園における現状変更申請書を調査したところ、その申請件数は 181 件であった。年間の平均申請件数は、5.48 件であるが、申請の受付が確認できない時期（昭和 56 年度（1981）、昭和 61 年度（1986）～昭和 63 年度（1988））や項目の内容からみて、何らかの事情で申請がなされていない場合があるとみられる。よって、実際の現状変更件数は上記の件数以上であると思われる。

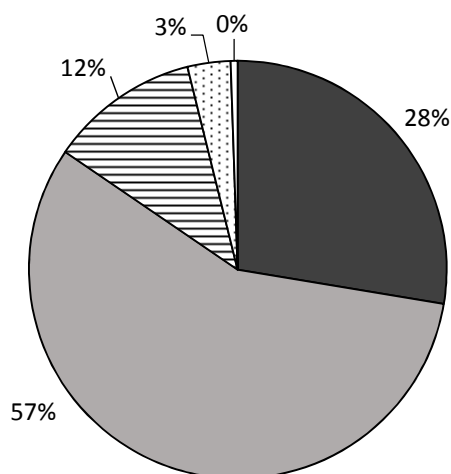
現状変更申請件数（単位：件）



出典：京都市資料より作成

図 10 現状変更申請件数の推移（昭和 52 年度（1977）～平成 26 年度（2014））

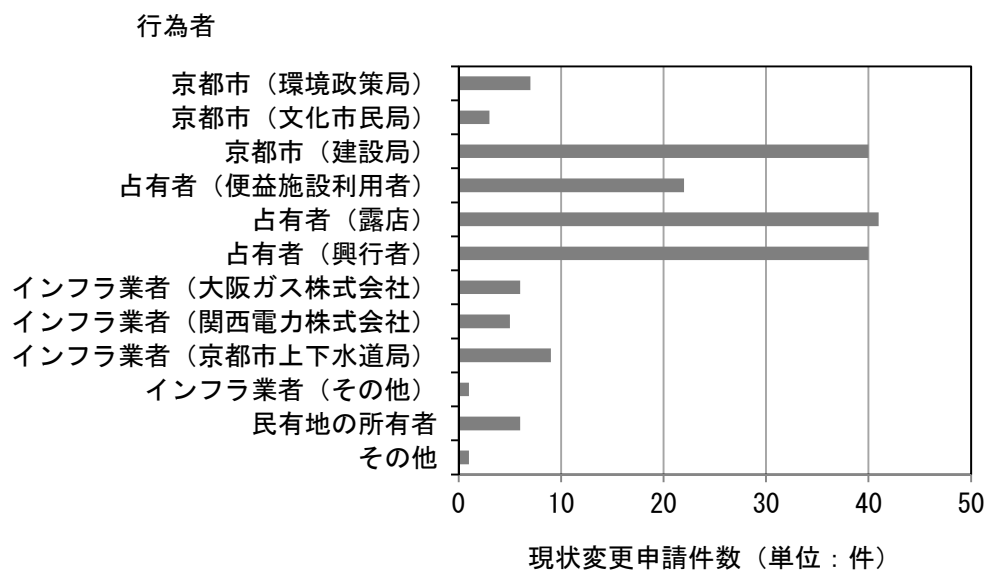
名勝円山公園における現状変更の行為者は、現状変更申請における申請者の記載内容に基づくと、同公園を所管する京都市、同地を占有する占有者（以下「占有者」という。）、公共インフラ施設に関する業者（以下「インフラ業者」という。）、民有地の所有者に大別することができる。さらに、それらの行為者は、京都市：環境政策局・文化市民局・建設局、占有者：便益施設利用者・露店・興行者、インフラ業者：大阪ガス株式会社、関西電力株式会社、京都市上下水道局などに細分される。行為者の類型別の現状変更申請の割合を示したものが図 11、行為者それぞれの申請数を比較したものが図 12 である。それら行為者による行為については表 1～表 4 のとおりである。



■京都市 □占有者 □インフラ業者 □民有地の所有者 □その他

出典：京都市資料より作成

図 11 行為者別の現状変更申請件数の割合（昭和 52 年度（1977）～平成 26 年度（2014））



出典：京都市資料より作成

図 12 行為者別の現状変更申請件数（昭和 52 年度（1977）～平成 26 年度（2014））

表 1 名勝円山公園指定範囲内の公有地における現状変更行為（京都市）

所管部局名称	行 為	区域区分	備 考
環境政策局	公衆便所配管工事	全域	(S53)
	公衆便所の改築, 建替		(S54, 59, H1, 7, 9, 18)
文化市民局 (文化芸術企画課)	音楽堂の客席及び出入口整備	音楽堂 周辺	(H2)
	音楽堂の屋根葺き替え		(H23)
	音楽堂出入口への表示板の設置		(H26)
建設局 (みどり政策推進室) (南部みどり事務所)	案内板・注意板等の設置	全域	(S53, H12)
	建物増改築		(S53, 60, H12, 13, 21)
	四阿の建替		(S53, H6)
	耐震性貯水槽の設置		(S53)
	園路の整備		(S53, 55, H16)
	側溝・暗渠等排水施設の整備		(S53, 55, H11, 12, 13, 22)
	照明灯の新設・建替		(S53, H13, 15, 16)
	階段の補修		(S53, H16)
	給水管の新設・敷設替		(S55)
	植栽管理施設(給水管)の設置		(S55)
	四阿の新築		(S57)
	園池等整備		(S58)
	時計塔設置		(S60)
	舗装の敷設替		(H3)
	塀及び門の撤去・改修		(H12)
	照明灯・埋設電線の取り替え		(H12)
	車止め交換		(H12)
	フェンスの設置		(H12, H16)
	藤棚の建替		(H12)
	ゴミ集積場の集積場除却		(H12)
	危険木の伐採		(H16)
	電柱類の地中化工事		(H17)
	埋設管の改修		(H21)
公園管理事務所内における土留め	(H22)		

出典：京都市資料より作成

表 2 名勝円山公園指定範囲内の公有地における現状変更行為（インフラ業者）

インフラ業者名称	行 為	区域区分	備 考
大阪ガス株式会社	既設ガス管の新設, 布設替	全域	(H11, 18, 26)
	ガス低圧管の撤去		(H20)
	ガス管の修繕用機械の出入用開口部の掘削		(H25)
関西電力株式会社	電路入替	全域	(H11)
	配電機器の取替・設置		(H25)
	電柱の建替		(H25)
	電柱支線の新設		(H25)
	電柱の新設		(H26)
京都市上下水道局	上下水道施設の修理, 取り替え	全域	(H2, 3, 6, 24)
	上水道の新設		(H4, 17)
	マンホールの改修		(H24)
株式会社 NTT ドコモ	携帯電話設備の設置		(H22)

出典：京都市資料より作成

表 3 名勝円山公園指定範囲内の公有地における現状変更行為（占有者）

占有者名称	行 為	区域区分	備 考
便益施設利用者	店舗等の建物の増築・改築・建替	便益施設 区域等	(S54, 58, 59, 60, H2, 3, 4, 5, 8, 25)
	売店仮設		(S55)
	防火水槽埋設		(S55)
	建物撤去		(S60)
	便益施設の仮設		(H1)
	腰掛待合の新設		(H24)
	店舗玄関の土間改修		(H25)
	建物の新築		(H25)
	井戸の新設		(H26)
	舗装の改修		(H26)
露店	仮設売店の設置	祇園枝垂 桜周辺他	毎年
興行者	都をどり雪洞設置	全域	毎年
	芸術祭典に伴う芸術作品の仮設		(H3)
	舞台等工作物の設置		(H14, 15)
	京都・花灯路事業実施に伴う仮設物 の設置		毎年
	行催事に伴う照明施設の設置		(H24)

出典：京都市資料より作成

表 4 名勝円山公園指定範囲内の私有地における現状変更行為（私有地の所有者）

私有地の所有者名称	行 為	区域区分	備 考
安養寺	建物改築	圓山山麓	(S53)
長楽寺	建物改築		(H4)
	石垣修理		(H6)

出典：京都市資料より作成

現状変更申請の実態に基づいて、行為者の申請件数と行為内容を分析すると、以下のことが明らかとなる。

現状変更申請の申請状況に基づくと、際だって申請数が多いのは、京都市建設局と占有者のうち露店並びに興行者である。それらの現状変更内容をみると、京都市建設局が主に公園施設を対象として多様かつ複雑な行為を断続的に行っているのに対して、露店並びに興行者は、基本的に毎年の仮設工作物を設置している。双方は、申請件数では近似しているが、京都市建設局の行為が名勝の土地、工作物の形態に直接手を加えているのに対して、露店並びに興行者による期限を区切った仮設工作物の設置は、毎年ではあるが、短期間に風致景観へ影響を及ぼしているに過ぎない。

関連して、京都市環境政策局が所管する公衆便所や、円山音楽堂を所管する同文化市民局の現状変更行為は、頻度は少ないが、同建設局と同様、名勝の土地、工作物の形態に直接手を加えている。一方、占有者のうち便益施設利用者による現状変更は、建物やその周りの改修を中心としており、これも名勝の土地、工作物の形態に関与している。

次にインフラ業者による現状変更は、申請が出されている期間とそうではない期間との頻度に大きな開きがあることから、実際は電気、ガス、上下水道ともに数年ごとに一定数の現状変更行為が行われてきた可能性がある。現状変更の内容としては、既設の施設の更新を中心として、頻

度は少ないものの新設も行われている。それぞれ名勝の土地，工作物の形態に直接手を加えているが，行為としては名勝の風致景観に与える影響は大きくない。また，件数は少ないが，近年携帯電話の施設設置が行われている。

民有地における現状変更は，安養寺と長楽寺でそれぞれ建物の改築等が行われている。境内における現状変更は，その施設の性質上それほど多くないとみられる。

(2) 円山公園で実施されている行為

前述は現状変更申請に基づいて，名勝指定範囲における現状変更の実態を把握したが，それらは名勝指定範囲で実施されている行為の一部である。そこで，平成26年(2014)4月から12月までの「京都新聞」に掲載された名勝円山公園の記事を調べ，円山公園で行われている行為の実態を把握した。

京都新聞に掲載された記事によると，円山公園で行われている行為は，おおむね集会，イベント開催，花見，植樹に集約される。そのうちイベント開催の件数が群を抜いて多く，集会が続く。イベントや集会の内容は多様であり，集合場所としての円山公園の求心力の一端が知られるものの，行為としては公園施設をそのまま利用しているに過ぎない。

表5 円山公園に関する「京都新聞」掲載記事一覧(平成26年(2014)1月～11月)

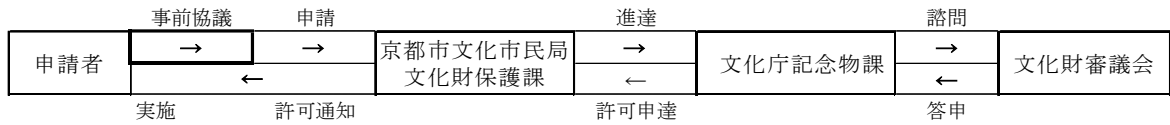
No.	掲載日	類型	掲載記事の主な内容
1	2014/1/15	イベント開催	社告 第574回 みんな歩こうファミリー万歩
2	2014/1/19	集会	沖縄・京丹後の米軍基地に反対京都市内でデモ
3	2014/1/31	イベント開催	ギャラリー・ミュージアム 画廊
4	2014/2/8	イベント開催	ギャラリー 美術との関係性 忠実に問い直す未来の途中展
5	2014/2/15	イベント開催	文化観光 私の好きなきときどき嫌いな京都 ジャズイベント
6	2014/2/15	植樹	サクラ植樹
7	2014/3/7	集会	バイバイ原発 多彩に催し 講演やアイドルステージ
8	2014/3/9	集会	バイバイ原発 再稼働反対 円山公園一帯に2500人集う
9	2014/3/11	イベント開催	ミュージシャンら 復興支援へコンサート 16日に円山公園音楽堂
10	2014/3/13	イベント開催	花灯路や水族館巡る あすからラリー
11	2014/3/14	イベント開催	京の観光，産業 アイドルなど8組が音楽でPR
12	2014/3/17	イベント開催	京日記 震災復興支援チャリティーコンサート東山
13	2014/3/20	イベント開催	キツネの嫁入り 妖しい魅力 東山花灯路の巡行
14	2014/3/23	イベント開催	ご当地アイドルがライブ 円山公園音楽堂 8組，歌声響かせ
15	2014/3/29	花見	ブルーシート全面禁止 京都市円山公園の花見 ゴザを貸し出し
16	2014/4/4	イベント開催	京の季節 変遷みずみずしく 絵画展
17	2014/4/7	集会	秘密法反対 4カ国語訴え 成立4カ月，京で街頭活動
18	2014/4/29	イベント開催	名園は時を超えて第6回岡山・京都文化フォーラム「京の庭・植治の庭」
19	2014/4/30	イベント開催	大道芸人による公演
20	2014/5/2	集会	集団的自衛権や憲法9条考える 京で集会

No.	掲載日	類型	掲載記事の主な内容
21	2014/5/3	集会	京滋市民 憲法語ろう
22	2014/5/4	集会	改憲賛否 各地で熱く 憲法記念日 京でも集会
23	2014/5/8	イベント開催	イベントガイド 野外公演で「駿馬」東山「奥の細道」読み解く下京
24	2014/5/16	イベント開催	キャンドル手に エイズ理解訴え 京でパレード
25	2014/5/19	寄付受納	京日記 新しいシンボル時計塔披露
26	2014/5/21	イベント開催	自然環境の大切さ 音楽通し考えよう ライブやトーク東山で 25 日
27	2014/5/22	イベント開催	同窓会だより 安詳小・昭和 38 年度卒 卒業 50 周年を記念
28	2014/6/2	イベント開催	働く高校生 14 人に奨学金 東山で給付式
29	2014/6/12	集会	米軍基地に反対 集会とパレード 東山で 15 日
30	2014/6/12	イベント開催	イベントガイド 原爆マンガを読む
31	2014/6/14	円山の活用	京を借景婚礼施設 観光追い風 環境生かす
32	2014/6/16	集会	米レーダー建設中止を京で集会 400 人が連携確認
33	2014/6/21	イベント開催	ギャラリー 幻想的な映像世界
34	2014/7/14	イベント開催	旧交歓談 寺田小学校清水小学校川西小学校嵯峨中学校
35	2014/7/15	イベント開催	2014 祇園祭露店回り防火指導宵山入りで東山消防署消火器準備など
36	2014/8/9	イベント開催	ギャラリー 個人作家展示
37	2014/8/24	集会	辺野古に基地移設反対京で市民ら緊急デモ
38	2014/9/21	イベント開催	交通安全 多彩に訴え 園児や舞妓ら 京都市内各地
39	2014/9/25	イベント開催	「文化祭典」閉幕華やかに東山で 27, 28 日舞台発表や名産品展示
40	2014/10/10	イベント開催	イベントガイド おねの生き方学ぶ中京多世代で交流しよう左京
41	2014/10/18	集会	年金減額に「反対」京でデモ行進
42	2014/11/4	イベント開催	ギャラリー 個人作家展示
43	2014/11/6	集会	反戦平和訴え東山で憲法集会
44	2014/11/6	イベント開催	イベントガイド札の森コンサート左京京の農林秋まつり西京
45	2014/11/7	イベント開催	イベントガイド秋の念仏コンサート in 誓願寺 中京龍馬よさこい
46	2014/11/24	イベント開催	京情緒伝える曲に感謝東山で祇園小唄祭関係者ら献花

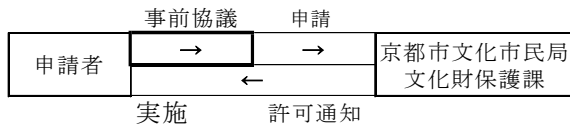
出典：京都新聞より作成

別添資料 7 現状変更の手の続のフロー図

■文化庁長官が直接許可する現状変更

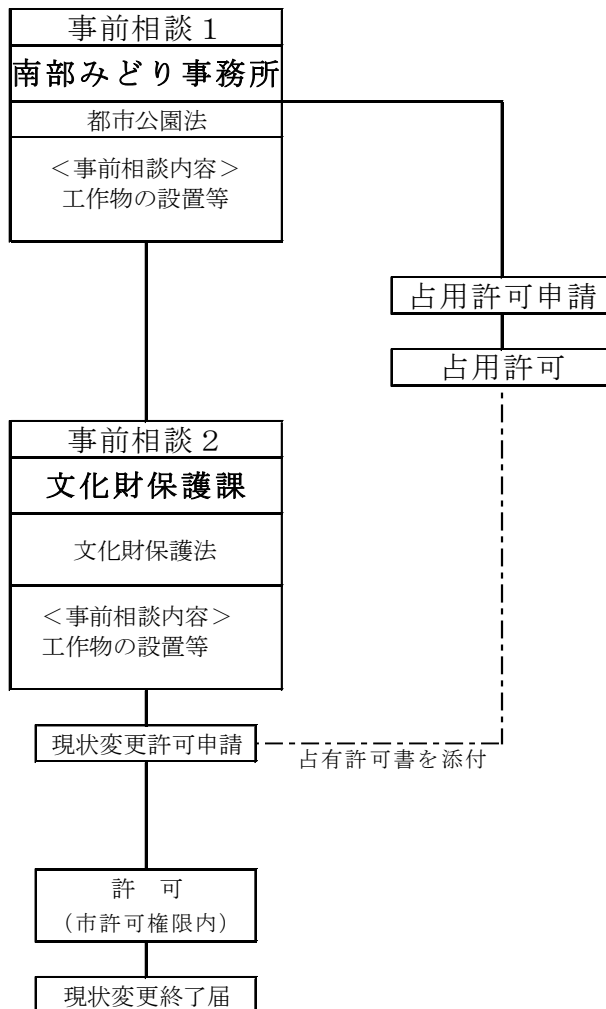


■市に許可権限に属する事務が移譲されている範囲の現状変更



※事前協議の段階で許可に値する内容となるよう協議を行う。

図 13 現状変更申請から許可までの標準的な過程



※上記の手続きの流れは一例であり、必ずしもすべての手続きが必要であるとは限らない。
 ※※また、建築物によっては、手続きを取ることができない場合もある。

図 14 現状変更の手続きのフロー図（占有者（露店、興行者））

